

みなべ町結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人口減少が続くみなべ町（以下「町」という。）において、経済的理由により結婚に踏み出せない世帯を対象に、婚姻に伴う新生活に係る支援を行うことにより、本町における少子化対策の強化に資することを目的として、当該者に対し予算の範囲内においてみなべ町結婚新生活支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関してはみなべ町補助金等の交付に関する規則（平成16年みなべ町規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住居費 結婚を機に物件を賃借する際に要した費用のうち、賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当等が支給されている場合は、当該住宅手当等の額を除く。
- (2) 引っ越し費用 結婚後の新生活を送るために、補助金の交付を申請する日の属する年度に引っ越しをした場合の引っ越し業者又は運送業者への支払をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす世帯とする。

- (1) 補助金の交付を申請する日の属する年度の前年分又は前々年分の夫婦の所得を合算した金額が500万円未満である世帯。ただし、夫婦の双方又は一方が、貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、夫婦の合計所得金額から、課税（所得）証明書と同一期間分の貸与型奨学金の年間返済額を控除する。
- (2) 夫婦ともに町に住民登録がされていること。
- (3) 対象となる住居が町内にあること。
- (4) 婚姻の届日において、夫婦ともに39歳以下であること。
- (5) 令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻の届出をし、当該婚姻を継続していること。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業（他自治体からの補助含む。）の補助を受けたことがないこと。
- (8) 夫婦ともに本町の徴収金（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14

号に規定する徴収金をいう。)に係る滞納がないこと。

- (9) 夫婦又は世帯構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った、住居費及び引っ越し費用を対象とし、1世帯当たり30万円(婚姻の届日において、夫婦ともに29歳以下の場合にあつては、60万円)を上限とする。

- 2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯を代表する者(以下「申請者」という。)は、みなべ町結婚新生活支援事業補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 申請者夫婦の婚姻関係の分かる書類(婚姻届受理証明書又は戸籍謄本)
- (2) 申請者夫婦の住民票の写し
- (3) 申請者夫婦それぞれの補助金の交付を申請する日の属する年度又は前年度の課税(非課税)所得証明書
- (4) 住宅賃貸借契約書及び領収書の写し(住居費における賃貸借の場合)
- (5) 住宅手当支給証明書(様式第2号)(住居費における賃貸借の場合)
- (6) 補助金の交付を申請する日の属する年度の前年又は前々年の1月1日から12月31日までの期間における貸与型奨学金の返済額が分かる書類の写し(第3条第1号ただし書に該当する場合に限る。)
- (7) 引っ越しに係る領収書の写し(引っ越し費用を申請する場合)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、みなべ町結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)又は、みなべ町結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかにみなべ町結婚新生活支援事業補助金変更交付申請書(様式第5号)に、前条第1項各号に掲げる書類のうち当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、みなべ町結婚新生活支援事業補助金変更承認通知書(様式第6号)。

以下「変更承認通知書」という。)又はみなべ町結婚新生活支援事業補助金変更不承認通知書(様式第7号)により補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第7条 補助対象者又は前条第2項の変更承認通知書を受けた補助対象者は、速やかにみなべ町結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者から請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) この要綱に違反する行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、みなべ町結婚新生活支援事業補助金取消通知書(様式第9号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を決めてその返還を命じるものとする。

(報告等)

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出(以下「報告等」という。)を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。